

燕市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 燕市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)における将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、燕市建物系公共施設保有量適正化計画に基づく学校教育施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境に関する検討を行うため、燕市立学校の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民、自治会等の地元関係者
- (3) 市立学校の保護者
- (4) 市立学校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する提言を行った日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。